

ケアハウス照国
重要事項説明書

社会福祉法人 保暢会

当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明致します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 保暢会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市照国町3番30号 |
| (3) 電話番号 | 099-226-3141 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 内村 暢二郎 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年10月26日 |

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設の種類 | 軽費老人ホーム ケアハウス |
| (2) 施設の目的 | 当ケアハウスは日常生活の介助を要さず概ね自立して生活することが可能な60歳以上の方で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安がある方の為の施設です。 |
| (3) 施設名称 | ケアハウス照国 |
| (4) 施設所在地 | 鹿児島県鹿児島市照国町3番30号 |
| (5) 電話番号 | 099-226-3141 |
| (6) 施設長 | 赤塚 真也 |
| (7) 開設年月日 | 平成17年 8月 1日 |
| (8) 入居定員 | 30人 |

(9) 当施設の運営方針

- ① 当施設は、都市の中心部にある利便性に富んだ地域性を活用し、活動的で生きがいのもてる生活が送れるように支援致します。
- ② 美術館・黎明館など芸術性に富んだ公共施設を活用し、文化的な生活が送れるように支援致します。
- ③ 入居者の方々に開放的で安らかな生活空間を提供し、安らぎとゆとりのある生活ができるように支援致します。
- ④ 地域の福祉の向上を目指し、地域の核となるようにつとめます。

(10) 職員体制（主たる職員）

従事者の職種	人数	区分		保有資格
		常勤	非常勤	
施設長	1	1		社会福祉主事任用資格 サービス管理責任者 介護 サービス管理責任者 地域生活 サービス管理責任者 就労
生活相談員	1	1		社会福祉主事任用資格 ホームヘルパー2級
介護員	2	1	1	ホームヘルパー1・2級

(11) 職員の勤務体制

施設長	勤務時間帯（7：30～16：30）常勤で勤務 勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 勤務時間帯（10：00～19：00）常勤で勤務
生活相談員	
介護員	

(12) 夜間の勤務体制（宿直）

勤務時間帯（17：45～翌朝9：15）の非常勤で勤務

(13) 協力医療機関

名 称	植村病院
所 在 地	鹿児島市伊敷2丁目1番2号
電話番号	099-220-1730 (代表)
診療科目	内科・外科・胃腸科・呼吸器科・循環器科・消化器科・心臓血管器科・麻酔科
入院設備	有

名 称	濱島歯科
所 在 地	鹿児島市中央町36-17
電話番号	099-225-5200
診療科目	歯科・小児歯科
入院設備	無

注意事項

夜間帯の診察も受け付けて頂ける「掛かりつけ医」を持たれない入居者様が、夜間等に体調不良を訴えられた場合は、施設側が救急車を要請後、上記協力病院へ診察を受けて貰えるか打診をしますが、専門医が不在との理由や救急患者の対応中との理由で診察を断られる事態が考えられます。

その様な場合は、救急隊員が他の救急病院への受け入れ要請の連絡等を行い、受け入れ先が決まり次第病院へ搬送されます。場合によっては救急車要請から病院へ搬送されるまでかなりの時間を要する可能性があり、容態が急変する事が考えられます。

この様な事態を避ける為にも夜間帯も受診可能な「掛かりつけ医」を決めて頂く事が重要となりますので、出来るだけ早い時期に夜間帯も受診可能な「掛かりつけ医」を決めて頂き、事務所への報告をお願いします。

(14) 居室等の概要 居室 (17.98 m²~20.77 m²) / 洋室 30 室

[主な設備備品] インターホン、エアコン、洗濯機パン、洗面化粧台、ミニキッチン (電磁調理器付)、ウォシュレットトイレ、非常呼出ボタン (ナースコール)、クローゼット、照明器具

(15) 共用スペース

食 堂	1 階	
談話室 (各階)	2 ~ 6 階	
会議室 (面談室)	5 階	
浴 室	2 階	大浴場 (1 室)
		個浴 (2 室) ・各 1 時間単位で利用 ・ヘルパー介助入浴者優先 ・利用には事前に申し出が必要です。

3. 当施設が提供する基本サービスと留意事項

(1) 食事

- 食事は、原則として食堂にて摂取して頂きます。居室での自炊は禁止です。また、軽度の体調不良 (風邪、胃痛、腹痛) などの時は、最長 2 週間に限り、職員にて居室への配膳および下膳を行います。
骨折など治療が必要な病状で長期にわたり食堂に降りて来られない状態の場合は、入院をして頂くことを原則とします。しかし、入居者ご本人が入院を拒まれた場合は、食事の居室への配膳は、最長 2 週間に限りご家族及び介護サービス等に対応して頂きます。それ以上長引くような場合は、入居者ご本人及び保証人へ入院勧告をさせて頂きます。それでも入院を拒まれる場合は、ケアハウスでの「自立した生活」という趣旨に反しますので、退居して頂く事とします。
- 当施設では栄養士の立てる献立表により旬のもの、行事食を取り入れ、栄養、身体状況、嗜好を考慮した食事を提供します。

- 当施設の食事提供は業務委託となります。場合によって、入居者様の健康状態や疾患等必要な場合は個人情報を提供する場合がございます。

- 食事時間は、次のとおりです。

朝食	8 : 0 0 ~ 9 : 0 0
昼食	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

- 食品（佃煮、のり、梅干等）の食堂への持込は、個人が食する分には、規制は設けませんが、他の入居者への配付は禁止します。また、提供された食事のお部屋への持ち帰りも禁止します。
- 欠食をされる時は、事前に事務所へお申し出て下さい。受付時間は、午前 7 : 45 ~ 午後 6 : 00 の間でお願いします。3 日前までにお申し出いただければ食事代の一部（1 食あたり 1 1 0 円）を返金致します。
- 外出にて食事時間に遅れる場合は、事務所へ電話連絡してください。

(2) 入浴

- 入浴日時は次のとおりです。

※ 但し、点検・清掃等で入浴できない場合もあります。

※ 季節により時間変更することもございます。

入浴日・・・火・水・金・土・日曜日

(※月・木曜日 休み)

時 間・・・1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0 (女性)

1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 (男性)

- 入浴の際に、一緒に入られている方が体調不良や事故など起こされた場合、非常呼出ボタン（ナースコール）などのご協力をお願い致します。

(3) 洗濯

- 洗濯は各自で行うこととなっています。
- 各居室に洗濯機を置くことができます。

※ 他の人の迷惑にならない時間帯で御使用下さい。

(4) 清掃

- 居室内外の掃除は各自で行なうこととなっています。
- ベランダ・エアコンなどの清掃は各自でお願いいたします。
- ごみ類は、入居者エントランスにゴミバケツを準備しますのできちんと分別して午前8：00までに出して下さい。
- 収集日は別紙カレンダーの通りとなっております。それ以外の日には出さないで下さい。

(5) 外出・外泊

- 外出・外泊は自由ですが、防犯・防災上、次の事に心掛けて下さい。
 - ・外出の際は、必ず事務所への声掛けをお願いします。
 - ・外泊の際には、「外泊届」を記入し事務所に提出後お出かけ下さい。
- ※ 予定が変更になった場合や予測できない事態が起こった時等必ずご連絡下さい。外出・外泊される際は、必ず鍵を持ってお出かけ下さい。
- 門限は、午後9時です。必ず守って下さい。(家族の急病等やむを得ない場合は、事前に事務所へ連絡して下さい。)
- 外出・外泊は、各入居者の責任の元に行ない、万一事故・事件が生じた場合も当施設は一切責任を負いません。

(6) 来客・宿泊

- ご家族や業者の方など来訪された際は、居室への立入は自由です。
必ず事務所に届けて下さい。(面会時間は、午後9時までです。)
- 居室への宿泊を希望される時は、管理運営上において施設長の承認

が必要ですので、必ず別紙「家族滞在願」を事務所へ提出し承認を受けて下さい。この場合も午後9時までには来所をお願い致します。

(7) 電話

- 外線につきましては、個人契約になりますので各自にて電話会社(116番)に申し込んで下さい。

(8) 電気

- 居室ごとにメーターが設置されています。
毎月検針をし、使用量に応じて電気料金を請求いたします。

(9) 水道

- 居室ごとにメーターが設置されています。
上水道は毎月固定料金1,400円ですが、下水道料金は月末に検針し使用量に応じて請求いたします。

(10) 新聞・郵便・宅急便

- 新聞の購読・お支払いは個人契約でお願いします。
- 新聞・郵便等は1階正面玄関横の郵便受けからお取り下さい。
- 書留や宅配便等は、直接、業者の方からお受け取り下さい。
留守の場合は事務所で預かります。

(11) 防災

- 当施設内は全館禁煙・火気厳禁となっております。
- 防災カーテンを使用する様にご協力お願い致します。(消防法第8条3)
- 電磁調理器での空焚きやアイロン・こたつ・アンカ等の消し忘れがないよう十分に注意して下さい。
- 石油ストーブは使用しないで下さい。
- ローソクや線香等は、部屋で使用しないで下さい。
仏壇のお灯明は電気にするなど防火へのご協力をお願い致します。
- たこ足配線は危険ですから絶対にしないで下さい。

- 廊下は平常時通路であり、非常時は避難路です。
私物等を置いたりしないで下さい。
- ベランダは非難経路の一つになっています。
整理整頓をし、障害となるものを置かないで下さい。
- 災害が発生した時は、非常用放送を良く聞き、職員の指示に従い
安全な方向へ避難して下さい。
尚、その際は2次災害防止の為、エレベーター使用はできません。
- 防災訓練を年2回以上実施しますのでご協力下さい。

(12) 防犯

- 外出する際は必ず施錠して下さい。
- 多額の現金を所持しないで下さい。また、貴重品は施錠したところに保管して下さい。
- 防犯上、各階の廊下・正面玄関・入居者用入口など計10ヶ所の監視カメラがついております。防犯上必要な物ですのでご理解下さい。
- 廊下等の窓を宿直職員点検・確認後に開錠した場合、開けた方が責任をもって閉めて下さい。

(13) 健康管理

- 平素から自分の健康には十分留意し、健康がすぐれない時は早めに職員に申し出て下さい。
- 年1回は、病院で定期健康診断を受けられる事をお勧めします。
その際は健康診断書を事務所へ提出して下さい。
- 急な体調変化に備えて、健康保険証・医療受給者証・介護保険証・診察券等、病院を受診する際に必要なものは一括してわかりやすくしておいて下さい。

また、昼夜問わず、急な入院に備えて日頃より入院に必要なものを
まとめて準備しておいて下さい。

- 健康保険証・介護保険証などの変更が生じた場合は、事務所へコピーの提出をお願い致します。

(14) 緊急時の対応

- 24時間体制で緊急時の対応を行ないます。
- 各居室内、トイレ、浴室等に非常呼び出しボタン（ナースコール）がついています。
気分不良、事故等の緊急事態が発生した時に押して下さい。

(15) 駐車場利用について

- 入居者の方の駐車場利用は、原則的にできません。
近隣に個人契約して下さい。ただし、面会等で御家族が来所された場合はこの限りではありません。
- ご家族様など宿泊される場合は、近隣のコインパーキングへのご移動をお願い致します。

(16) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、設備、備品、敷地をその本来の用途に従って大切に利用して下さい。
- 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- 居室内の消耗品（電球・電池等）は各自負担となります。

(17) その他

- 身元保証人の変更等、入居時に申請した事項に変更があったときはすみやかに届け出て下さい。
- 他の入居者の方との金銭の貸し借りがないようにして下さい。
- お互いの規律を守り、親睦を深めて、他人の迷惑になるような言動がないように努めて下さい。
- 当施設の内部では宗教活動、政治活動、営利活動、勧誘等を行うことは禁止されています。
- 個別のケア希望については、介護保険により様々なサービスを利用する事ができます。
ただし、要介護認定を受ける必要がありますので、詳しくは職員にお尋ね下さい。
- 施設からお願い・御相談をすることもありますので御協力よろしく
お願い致します。

(18) 相談・苦情対応

- 当施設における福祉サービスに関して、入居者様及び入居者様のご家族からの相談や苦情の受付窓口を設置しております。

- ・ 苦情相談受付者 生活相談員 今村 麻美
- ・ 苦情相談責任者 施設長 赤塚 真也
- ・ 第三者委員会（相談や苦情について、中立的立場で解決する者）

民生委員 宮地 夏子

民生委員 今村 啓子

《契約を行う際の確認事項》

令和 年 月 日

ケアハウス照国への入居契約にあたり、利用者様に対し本書面に基づいて重要事項の説明を致しました。

ケアハウス照国
説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業者から入居に関する重要事項の説明を受けました。

利用者様 印

ご家族様 印

ご家族様 印